

スマート農業技術活用支援事業費補助金交付等要綱

第1 通則

スマート農業技術導入支援事業費補助金の交付については、いしかわ里山みらいファンド事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

第2 事業メニュー

本要綱において実施する事業メニューは、以下とする。

1 スマート農業技術・機械導入支援事業

スマート農業技術・機械導入支援事業は、別紙1の実施要領に基づき、経営耕地面積の拡大やほ場の大区画化、栽培体系の転換と併せてスマート農業技術・機械の導入に取り組む農業者等を支援するため、補助金を交付する事業をいう。

2 中山間地域対応型スマート農業技術実証支援事業

中山間地域対応型スマート農業技術実証支援事業は、別紙2の実施要領に基づき、農業者等と連携して中山間地域に適したスマート農業技術の実証に取り組む民間企業等を支援するため、補助金を交付する事業をいう。

第3 事業の対象地域

第2の1及び2の支援対象地域は、実施要綱に定める中山間地域（以下「対象地域」という。）とする。

第4 事業の申請・受理

1 補助事業を受けようとする者（以下「補助事業者」という）は、交付申請書（別記様式第1号）を作成し、各事業メニューの実施要領に定める書類を添付して、県農林総合事務所に提出する。

2 県農林総合事務所は、1の交付申請書の提出を受けた場合は、補助事業者を所管する市町を担当する担い手支援チームにおいて、その内容を確認し、必要に応じて修正等の指示を行うとともに、該当担い手支援チームの推薦を得て協議会へ提出する。

第5 補助金の審査・交付決定

1 協議会は第4の2の交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、適当と認めたときは、別記様式第2号により、予算の範囲内において、速やかに補助金交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 協議会は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 協議会は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するものであると判明したときは、交付決定をしないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団

(2) 法第二条第六号に規定する暴力団員

(3) (1)の暴力団又は前号の暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

第6 申請の取り下げ

補助事業者は、交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、速やかに協議会に書面をもって申し出ることとする。

第7 補助金の変更申請

1 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更交付申請書(別記様式第1号)を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容及びこれに係る対象経費、経費の配分を変更しようとするとき。ただし、額の30パーセント以内の減及び次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より能率的な目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的・能率に関係がない補助事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(4) その他協議会が特に認める事項。

2 協議会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第8 実績報告

補助事業者は、本事業を行ったときは、協議会が定める期日までに、実績報告書(別記様式第3号)に実施要領に定める書類を添付して協議会に提出するものとする。

第9 補助金の額の確定等

協議会は、第8の報告を受けた場合には、その書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7により承認した場合は、その承認後の内容)及びこれに付した条件に適合

すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 4 号により補助事業者へ通知するものとする。

第 10 補助金の交付

- 1 補助金請求書は、別記様式第 5 号によるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（別記様式第 5 号）を作成して、協議会に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、交付決定の日以降に、交付決定の範囲で行うものとする。

第 11 交付決定の取消し等

- 1 協議会は、第 5 の 3 に定めるもののほか、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 協議会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 協議会は、前項の返還を命ずる場合には、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第 12 補助金等の経理及び監査

- 1 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

第 13 立入検査

協議会は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員に補助事業者の事務所等に立ち入り、補助事業に係る経費について明確にした帳簿及び証拠書類を検査させることができる。

第 14 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して特に必要がある事項については、協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この交付等要領は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。